

令和4年1月28日

保護者各位

光南高等学校長

新型コロナウイルス感染拡大防止対策の徹底について（依頼）

このことについて、1月28日に開催された福島県新型コロナウイルス感染症対策本部
員会議において、県内全域に「まん延防止等重点措置」を実施することが示され、県内全
域の県立学校が行動基準“レベル3”となりました。

つきましては、県教育委員会の通知に従い、下記のとおり感染対策を徹底しますので、御
家庭においても引き続き感染防止の徹底に御協力をお願いいたします。

記

- 1 対象期間 令和4年1月30日（日）から同年2月20日（日）まで
※ 終了期間が変更となる際は、改めてお知らせします。
- 2 対象期間における対応（通知の内容）
 - (1) 感染リスクの高い学習活動（部活動において実施する場合を含む。）については停
止すること。
 - (2) 感染拡大地域（緊急事態措置区域、まん延防止等重点措置区域）はもとより都道府
県をまたぐ往来を控えること。ただし、全国大会や進路に係る活動などやむを得ない
事情による場合は、感染拡大地域を含め都道府県をまたぐ往来を可能とするが、往来
後2週間の健康観察を徹底すること。
 - (3) 修学旅行等の宿泊を伴う学校行事、合宿、遠征等は停止すること。ただし、全国大
会、東北大会及び県大会での宿泊は可能とするが、参加人数を最小限にするなど感染
症対策を徹底すること。
 - (4) 部活動においては、個人や少人数での短時間の活動とすること。また、各種大会の
参加は可能とするが、他校との練習試合や合同練習会は停止すること。など
- 3 引き続きの対応
 - (1) 基本的な感染対策の指導を徹底します。
・マスクの着用の徹底 ・換気の徹底 ・昼食時の注意 ・手洗い、消毒の徹底
 - (2) 差別や偏見が生じないように、きめ細やかな指導を行います。
 - (3) 学校行事等については、延期や内容変更するなど、安全な開催方法を工夫します。
- 4 御家庭における対応
 - (1) 毎朝の検温や発熱等の風邪症状の確認を徹底し、症状がある場合には登校や外出
を控えさせ医療機関を受診し、症状が治まってもすくに登校させず、医療機関と相談
するなどして登校させてください。
※ 感染対策のため登校できない場合は、欠席でなく出席停止扱いとします（その際
は必ず出席停止証明書をクラス担任から受け取り学校へ提出してください）。
 - (2) 新型コロナウイルスの感染が心配される場合や同居者等がPCR検査を受ける場
合は、即座に学校まで連絡願います。

（事務担当 教頭 電話 0248-42-2205）